

小松加賀環境衛生事務組合議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

昭和 53 年 12 月 1 日
条 例 第 9 号

改正 昭和57年12月11日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、小松加賀環境衛生事務組合の議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 前条の規定に基づく補償については、小松市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小松市条例第40号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和57年条例第1号）抄

この条例は、昭和58年1月1日から施行する。